

(目的)

第1条 中京大学教育後援会（以下「本会」という。）は、中京大学の建学の精神にのっとり、学生の教育指導について、会員及び中京大学が相互に理解を深めて協力することにより、教育の向上及び中京大学の発展を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

2 本会の事務所は、中京大学内に置く。

(会員)

第2条 本会は、次に掲げる会員で組織する。

- (1) 正会員 会費を納入した者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者
- (3) 特別会員 中京大学に勤務する専任教職員並びに最高顧問及び名誉会長が推薦する者

(事業)

第3条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員及び中京大学との連絡に関する事業
- (2) 学生の教育及び厚生に関する事業及び支援
- (3) 課外活動に関する支援
- (4) 進路指導に関する支援
- (5) 教育用施設設備に関する支援
- (6) 教職員の研究、福利厚生等に関する支援
- (7) 奨学金、教育奨励賞、災害見舞金等の給付
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第4条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 委員 若干名
- (5) 幹事長 1名
- (6) 幹事 若干名
- (7) 最高顧問
- (8) 名誉会長

(役員を選出)

第5条 役員を選出は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員は、正会員及び特別会員の内から、総会の決議により選出する。
- (2) 会長は、役員会の決議により選出する。
- (3) 副会長は、会員の内から、会長の指名により委嘱する。
- (4) 監事は、役員会の決議により選出する。
- (5) 幹事長及び幹事は、特別会員の内から、会長の指名により委嘱する。
- (6) 最高顧問は、梅村学園理事長に委嘱する。
- (7) 名誉会長は、中京大学学長に委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、職務を代行する。

- (3) 監事は、会計を監査する。
- (4) 委員は、予算、決算その他の重要事項を審議する。
- (5) 幹事長は会務を執行し、幹事は庶務、会計等の業務を行う。
- (6) 最高顧問及び名誉会長は会長の諮問に応じ、会長はその意見を会務に反映させる。

(会議)

第7条 本会の会議は、次に掲げるとおりとし、会長が招集する。

- (1) 総会 正会員及び役員で構成し、年1回行う。ただし、招集が困難な場合は、役員会で審議し、会員への通知をもって総会に代えることができる。
- (2) 役員会 役員で構成し、年1回以上行う。
- (3) その他 必要に応じて行う。

2 役員会の議長は、会長が当たる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及び寄附金をもって充てる。

(会費)

第10条 会費の金額及び納入方法は、別に定める。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(支部)

第12条 本会に都道府県単位の支部を置くことができる。

(所管)

第13条 本会の事業運営を円滑に遂行するため、会長の承認を得て、中京大学校友会本部が業務を担当するものとする。

(会則の改廃)

第14条 この会則の改廃は、役員会で審議し、総会で承認を得なければならない。

附 則

この会則は、2016年5月7日から施行する。